

佐賀県規則第32号

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則（平成12年佐賀県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
(手数料及び使用料の額)				(手数料及び使用料の額)			
第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。				第2条 条例第2条の別に知事が定める額は、次の表の各号の第1欄に掲げる区分について、当該各号の第2欄に掲げる項目に従い、当該各号の第3欄に掲げる単位ごとに、それぞれ当該各号の第4欄に掲げる額とする。			
手数料				手数料			
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額
1 分 析、 測定 及び 評価	(窯業関係)			1 分 析、 測定 及び 評価	(窯業関係)		
	(1)～(4) 略	略	略		(1)～(4) 略	略	略
	(5) プラズマ発光分析	〃	<u>5,350円</u>		(5) プラズマ発光分析	〃	<u>5,500円</u>
	(6) 窯業原料又は窯業製品に係る定量分析	1成分	<u>1,750円</u>		(6) 窯業原料又は窯業製品に係る定量分析	1成分	<u>1,800円</u>
	(7)～(40) 略	略	略		(7)～(40) 略	略	略
	(工業関係)				(工業関係)		
	(1)～(18) 略	略	略		(1)～(18) 略	略	略
	(19)～(40) 略	略	略		(19) <u>マイクロフォーカスX線</u>	〃	<u>6,200円</u>
(41) 樹脂流動解析システムによる解析	〃	<u>4,900円</u>	<u>透視装置試験</u>				
(42) 略	略	略	(20)～(41) 略	略	略		
(42) 略	略	略	(42) 略	略	略		
2・3	略			2・3	略		
4 試	略	略	略	4 試	略	略	略

改正前				改正後				
料調 製及 び試 作加 工	(工業関係) (1)～(7) 略	略	略	料調 製及 び試 作加 工	(工業関係) (1)～(7) 略	略	略	
	(8) プラズマクリーナーによる 表面改質	//	2,740円		料調 製及 び試 作加 工	(8) 略	略	略
5 略	(9) 略	略	略	5 略				
使用料				使用料				
区分	項目	単位	金額	区分	項目	単位	金額	
設備機 器等の 使用	1 試験用の設備機械器具 (窯業関係) (1)～(21) 略	略	略	設備機 器等の 使用	1 試験用の設備機械器具 (窯業関係) (1)～(21) 略	略	略	
	(工業関係) (1)～(18) 略	略	略		(工業関係) (1)～(18) 略	略	略	
	(19) ガスクロマトグラフ直 結型質量分析計	//	2,840円		(19) ガスクロマトグラフ質 量分析装置	//	3,000円	
	(20)～(61) 略	略	略		(20)～(61) 略	略	略	
	(62) 連立型計装化シャルピ ー衝撃試験器	//	3,310円		(62)～(73) 略	略	略	
	(63)～(74) 略	略	略		(74)～(77) 略	略	略	
	(75) 樹脂流動解析システム	//	2,300円		2 試作加工用の設備機械器具 略	2 試作加工用の設備機械器具 略	略	略
	(76)～(79) 略	略	略		(工業関係) (1)～(9) 略	(工業関係) (1)～(9) 略	略	略
	2 試作加工用の設備機械器具 略	(工業関係) (1)～(9) 略	略		略	(10) 過熱水蒸気発生装置	//	2,330円
	(工業関係) (1)～(9) 略	略	略		(11)～(20) 略	略	略	

改正前				改正後			
	(21) プラズマクリーナー	〃	1,300円				
	(22)・(23) 略	略	略		(20)・(21) 略	略	略
	(24) 超高速昇温電気炉	1時間	1,200円				
	(25) 定温恒温器	〃	略		(22) 定温恒温器	1時間	略
	(26)～(29) 略	略	略		(23)～(26) 略	略	略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。